

環境の取り組みの成果として

持続可能な地域社会をつくる「日本の環境首都コンテスト」への参加

本市は、環境施策・事業の取り組みの成果を見極め、これからの持続可能な地域づくりのための課題抽出や他の自治体と情報交換・交流を積極的に行うことなどを目的として、全国の環境市民団体が実施する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加しています。

日本の環境首都コンテストは、環境先進国ドイツの取り組みをモデルにしており、参加自治体の環境政策を NPO 法人環境市民を主幹事団体とする全国の環境 NGO ネットワークが評価するもので、2001 年から 10 年間にわたり毎年 1 回実施されました。

新城市は、人口規模 5 万人以上 10 万人未満という部門での参加となります。

【第 10 回『日本の環境首都』の条件】

環境首都コンテストにおいて、環境首都の称号を得ることができるのは、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- ①総合で第 1 位であること
- ②総合点が満点の 70%以上であること（714 点以上／1020 点満点）
- ③15 分野中、3 項目以上が満点の 90%以上の点数を得ていること
- ④15 分野中、満点の 50%以下の点数の項目が 3 項目以下であること

※第 10 回で総合第 1 位を獲得した「熊本県水俣市」が、コンテスト始まって以来初めて、日本の環境首都の条件をすべて満たしました。また、第 2 位を獲得した「長野県飯田市」は上記条件のうち①を除きすべて満たし、かつ水俣市と得点差もわずかであったことから「明日の環境首都賞」が送られました。

【評価項目（2010 年）】

環境首都コンテストでは、持続可能な地域づくりに必要とされる次の 15 項目の取り組み状況及び自由記述が審査されます。

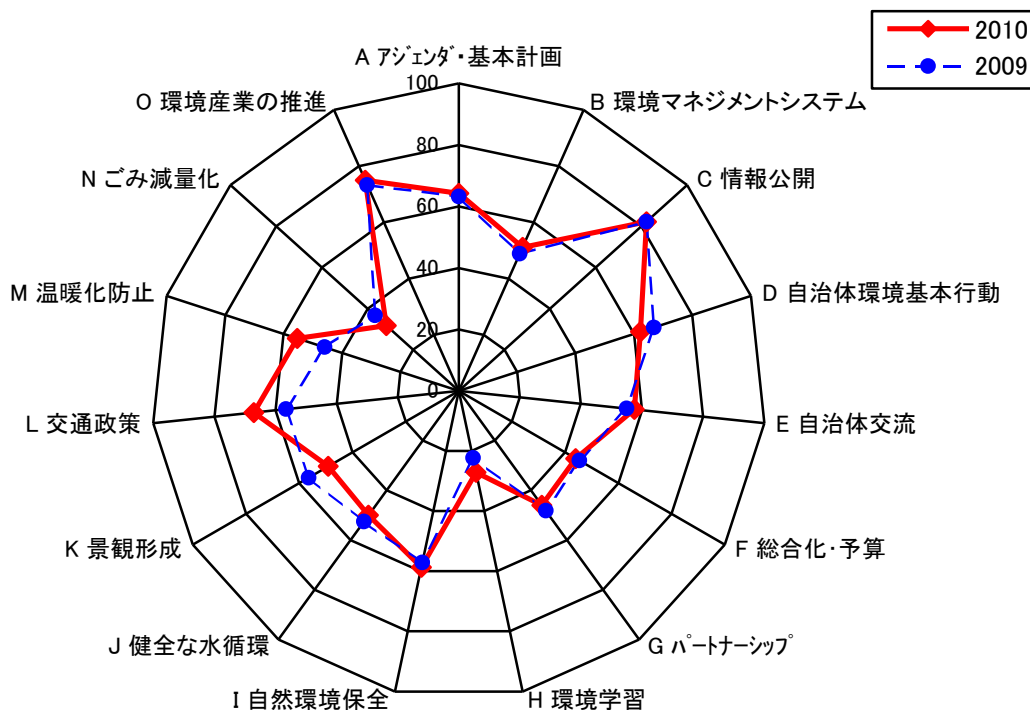
- A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画
- B 環境マネジメントシステム
- C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開
- D 自治体内部における環境基本行動
- E 自治体との交流
- F 職員の資質・政策能力の向上、総合的な行政推進と予算編成
- G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ
- H 環境学習
- I 自然環境の保全と回復
- J 健全な水循環
- K 風土を活かした風景づくり
- L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策
- M 地球温暖化防止・エネルギー政策
- N ごみの減量化
- O 環境に配慮した産業の推進

※【農業】【林業】【水産業】【工業】【商業】【観光業】から 2 項目を選択。

【「環境首都コンテスト 2010」 総合結果上位の自治体】

順位	自治体名	人口規模（人）	前回順位
1	水俣市（熊本県）	27,655	第1位 →
2	飯田市（長野県）	105,324	第2位 →
3	安城市（愛知県）	180,751	第3位 →
4	岡崎市（愛知県）	376,387	— ↑
5	尼崎市（兵庫県）	461,693	第8位 ↑
6	新城市（愛知県）	50,746	第5位 ↓
7	熊本市（熊本県）	724,984	第6位 ↓
8	掛川市（静岡県）	115,512	第10位 ↑
9	宇部市（山口県）	174,572	第7位 ↓
10	板橋区（東京都）	536,433	第9位 ↓

本市の分野別得点率状況（2010年・2009年の比較）



【先進事例】

「環境首都コンテスト全国ネットワーク」の構成員からなる委員会により、地域特性を生かした事例、ユニークな着想がある事例、すばらしい成果をあげている事例などを選考し、先進事例として毎年全国に紹介されます。

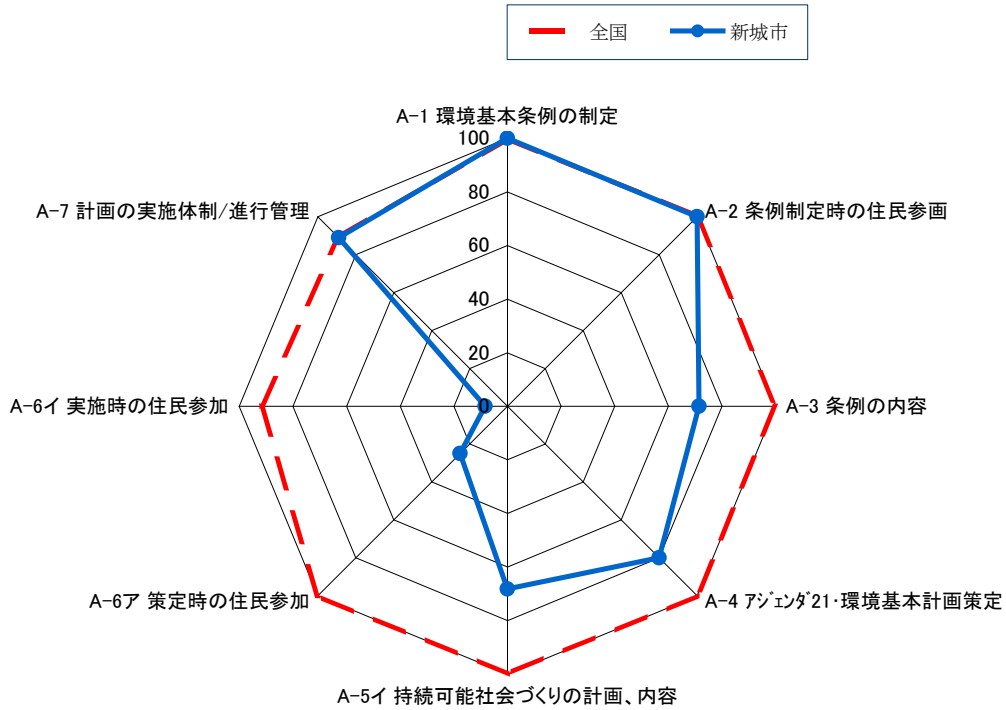
第10回の選考委員会でも、67事例が紹介され、全10回のコンテストで選出された先進事例は668に上りました。第10回の67事例のうち、本市からは下記の取り組みが紹介されました。

項目	タイトル
F	新たなる組織！「総合政策部」の船出
L	路線の利用者による市民検討会、路線を守り育てる会の設置

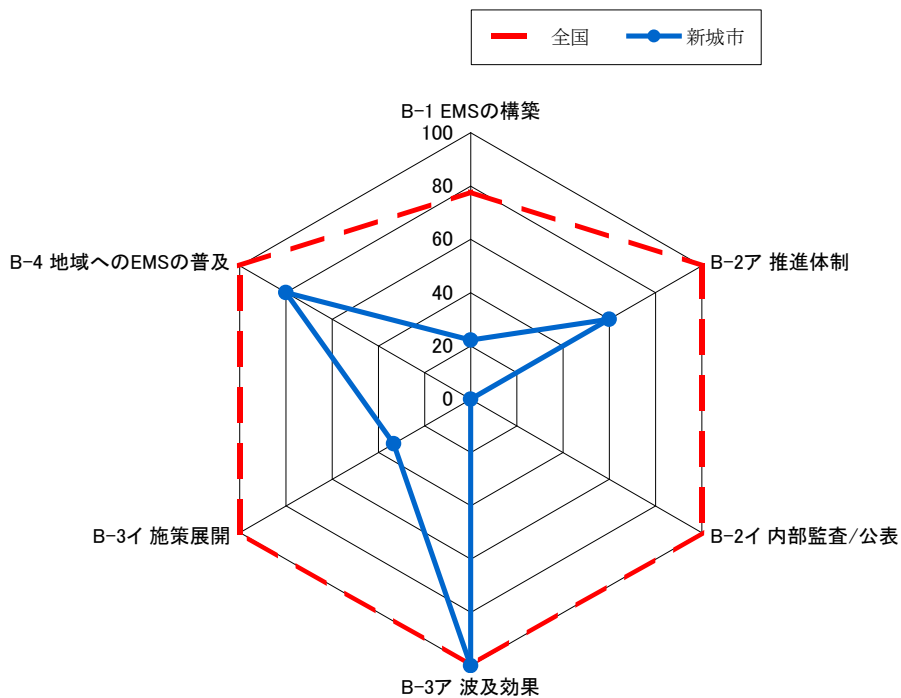
【環境首都コンテスト 2010 の結果（各項目の配点に対する得点率の全国との比較）】

A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画

※本項目における順位 全国第3位

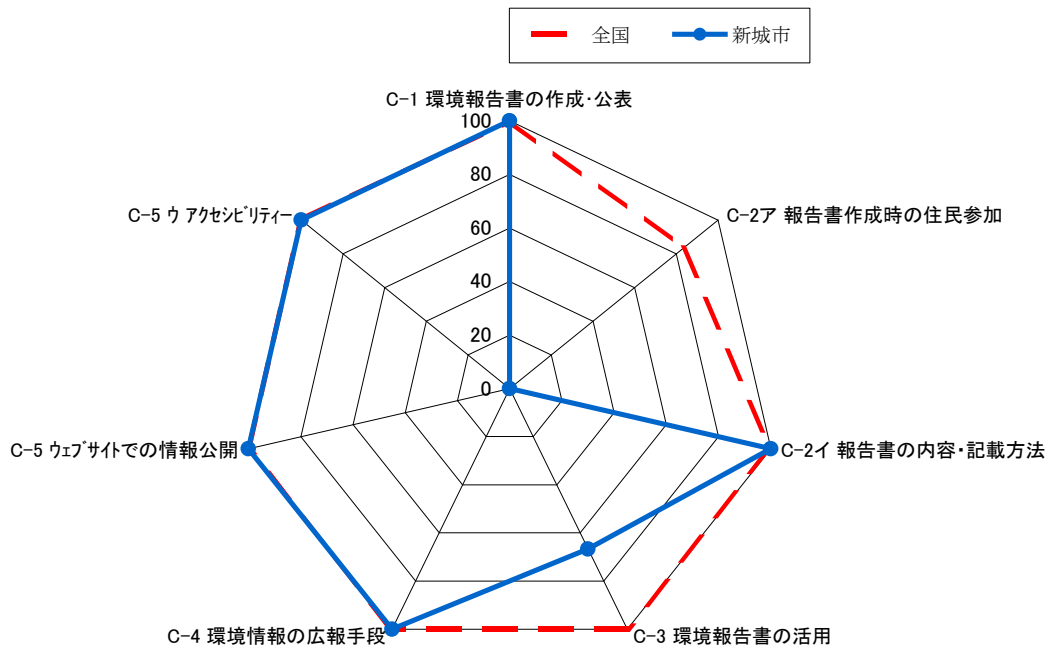


B 環境マネジメントシステム

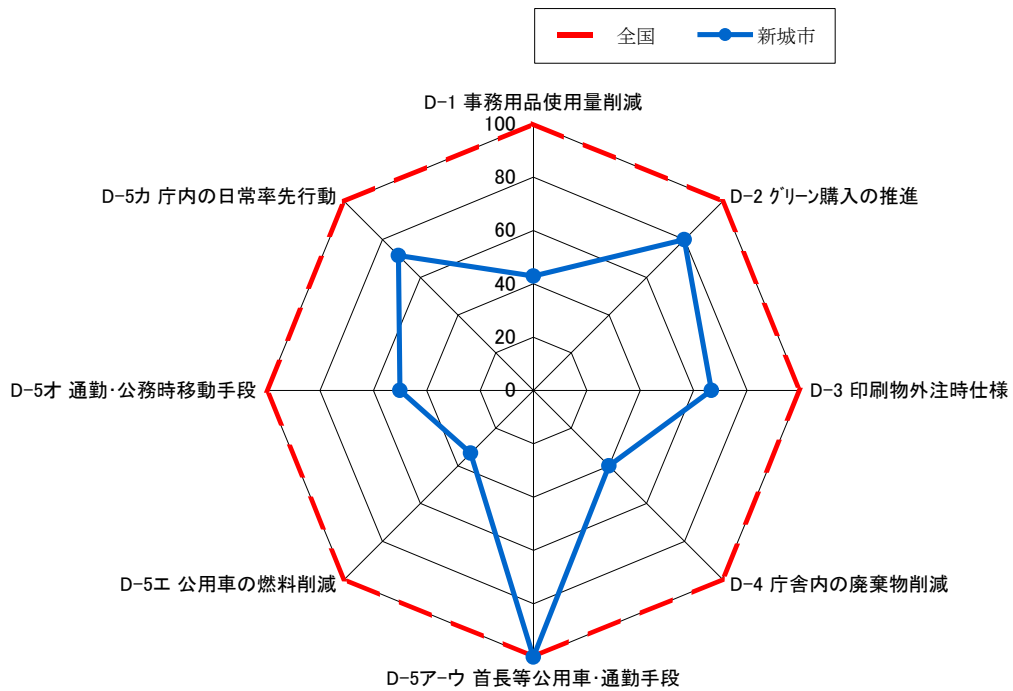


C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開

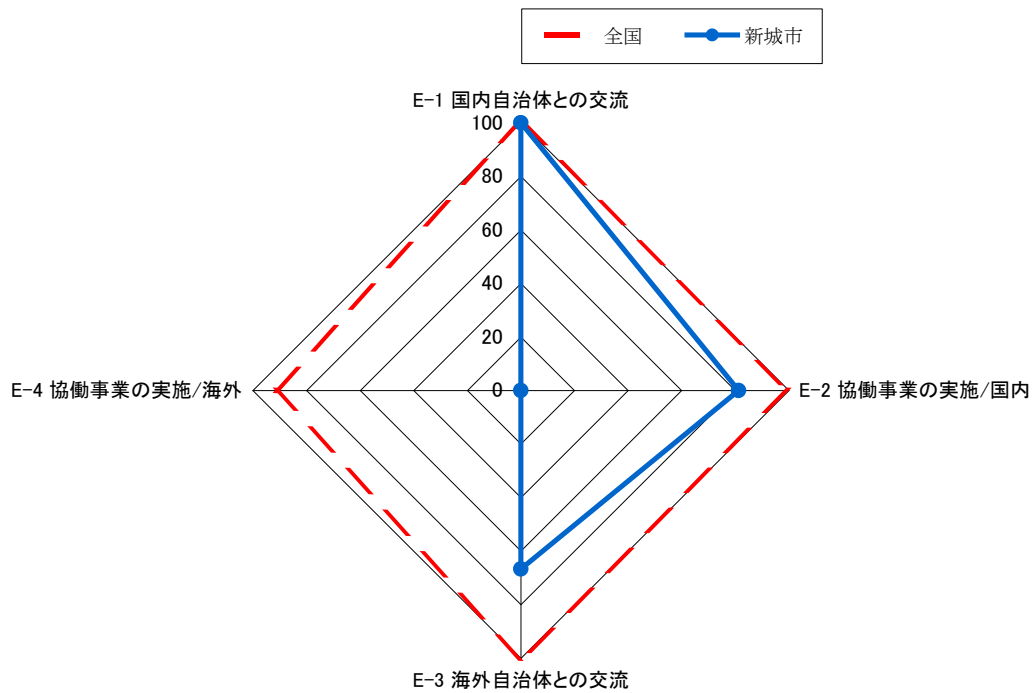
※本項目における順位 全国第3位



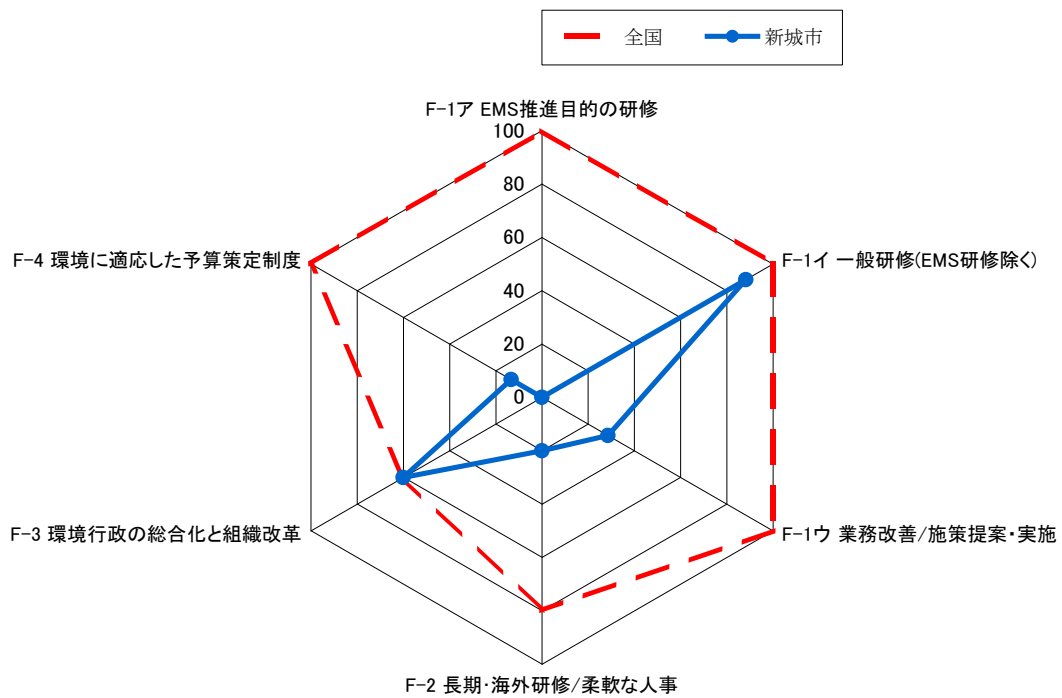
D 自治体内部における環境基本行動



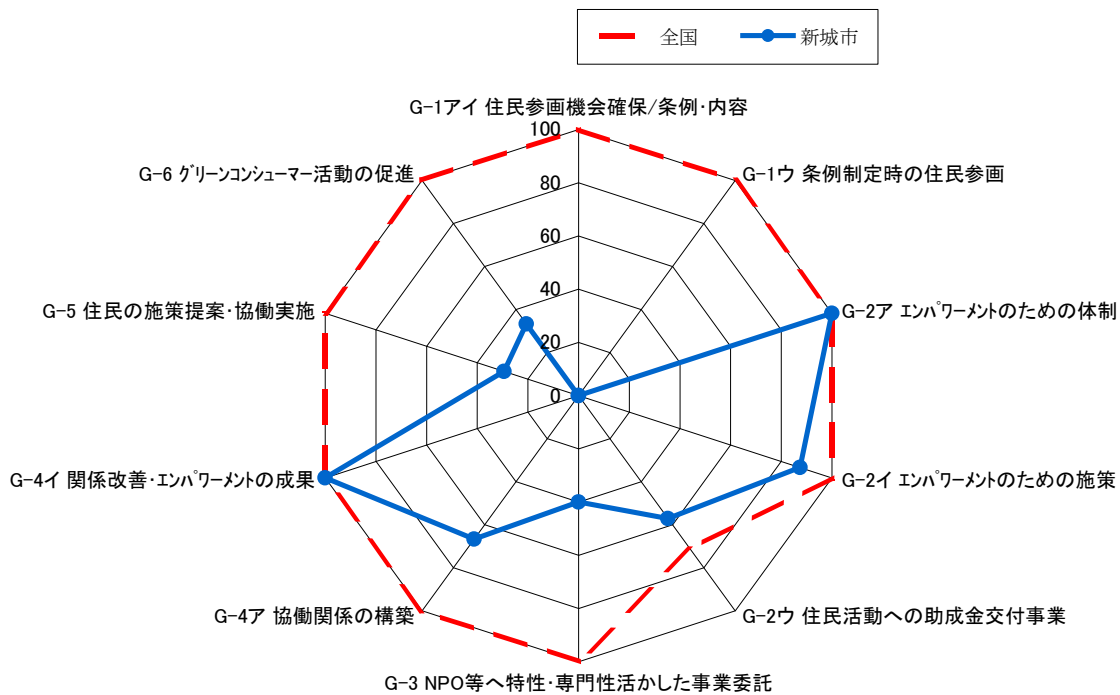
E 自治体との交流



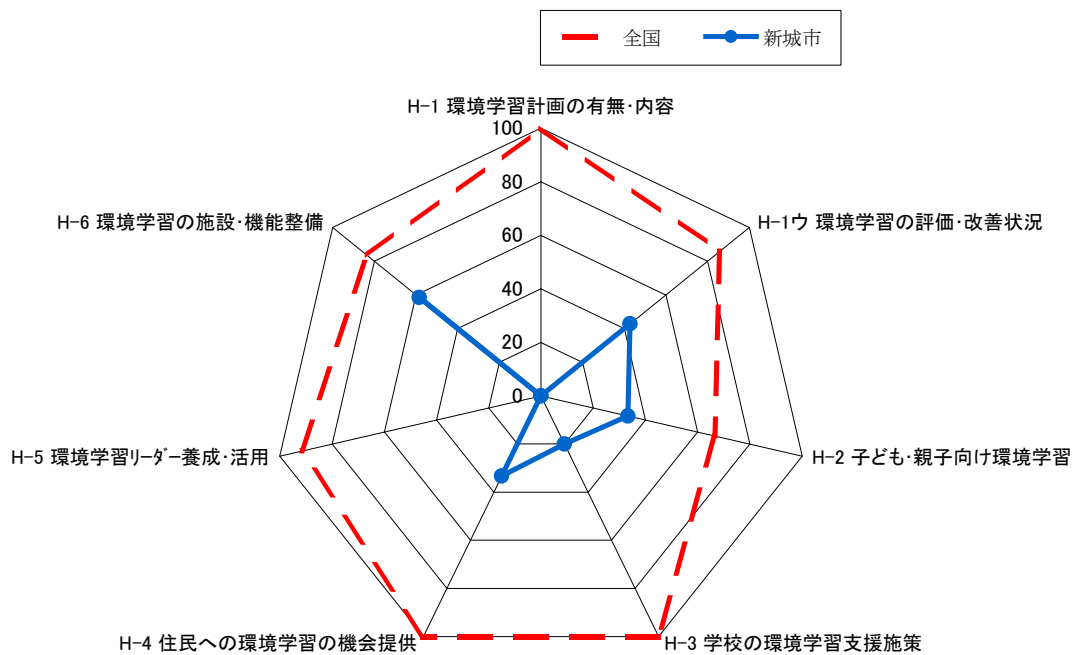
F 職員の資質・政策能力向上、総合的な行政推進と予算編成



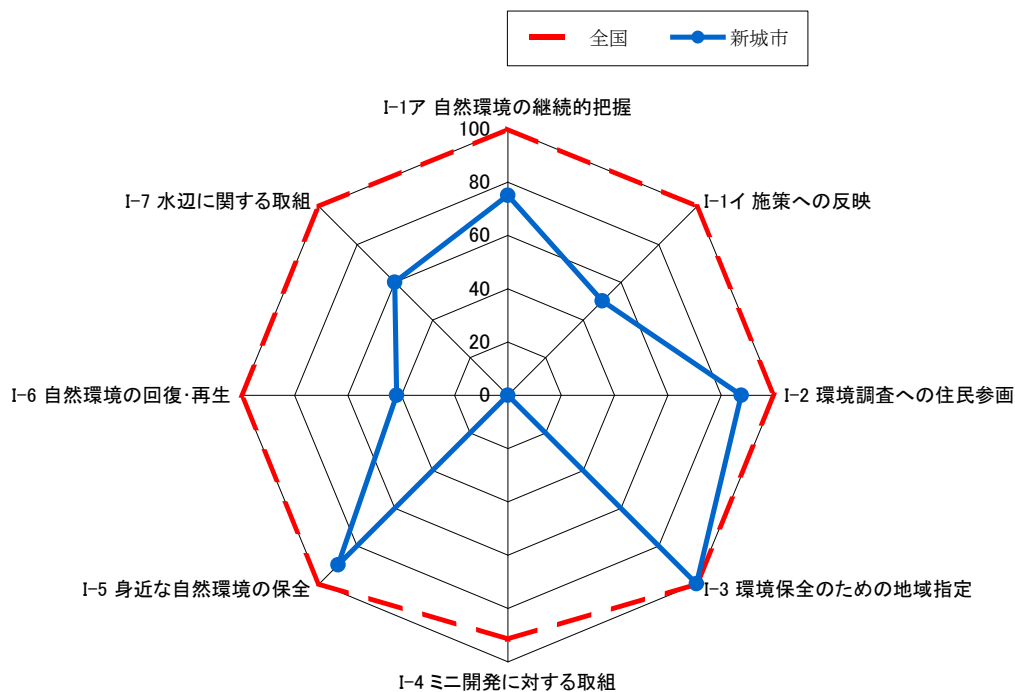
G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ



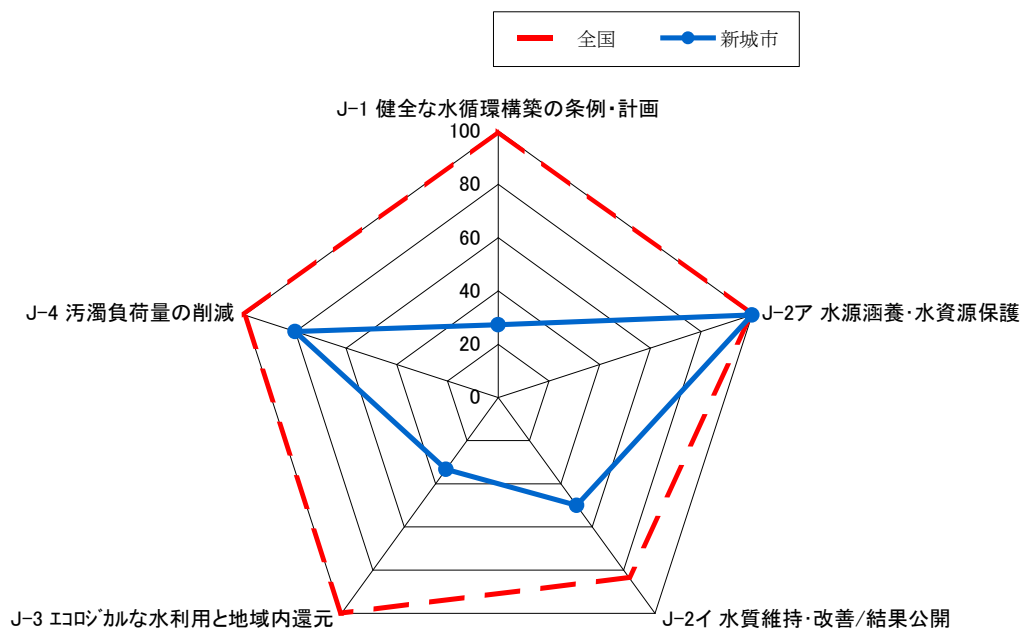
H 環境まちづくり学習



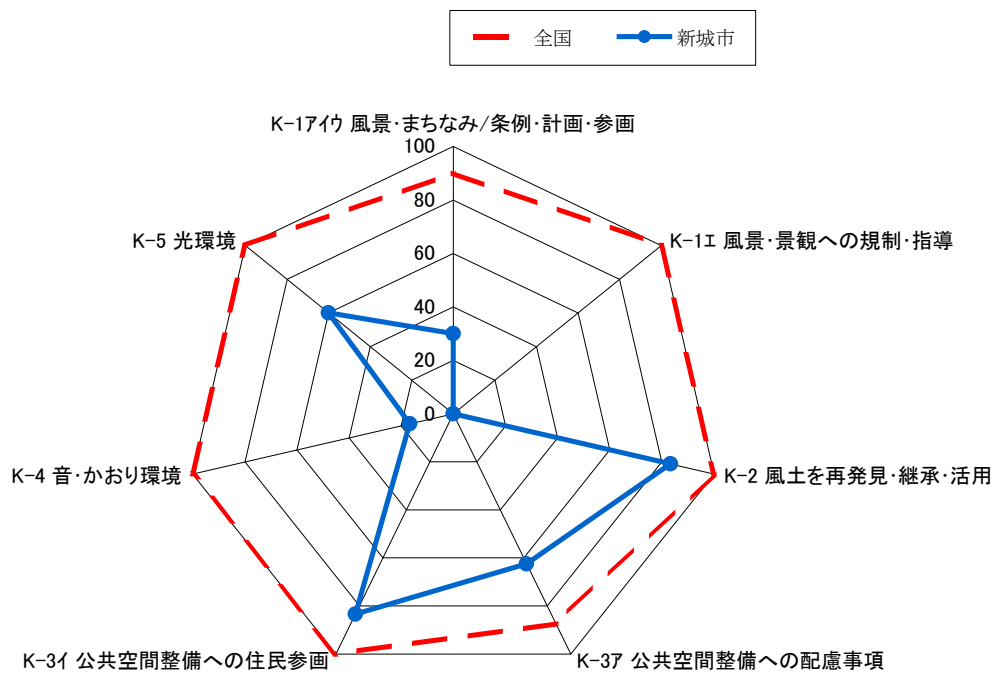
I 自然環境の保全と回復



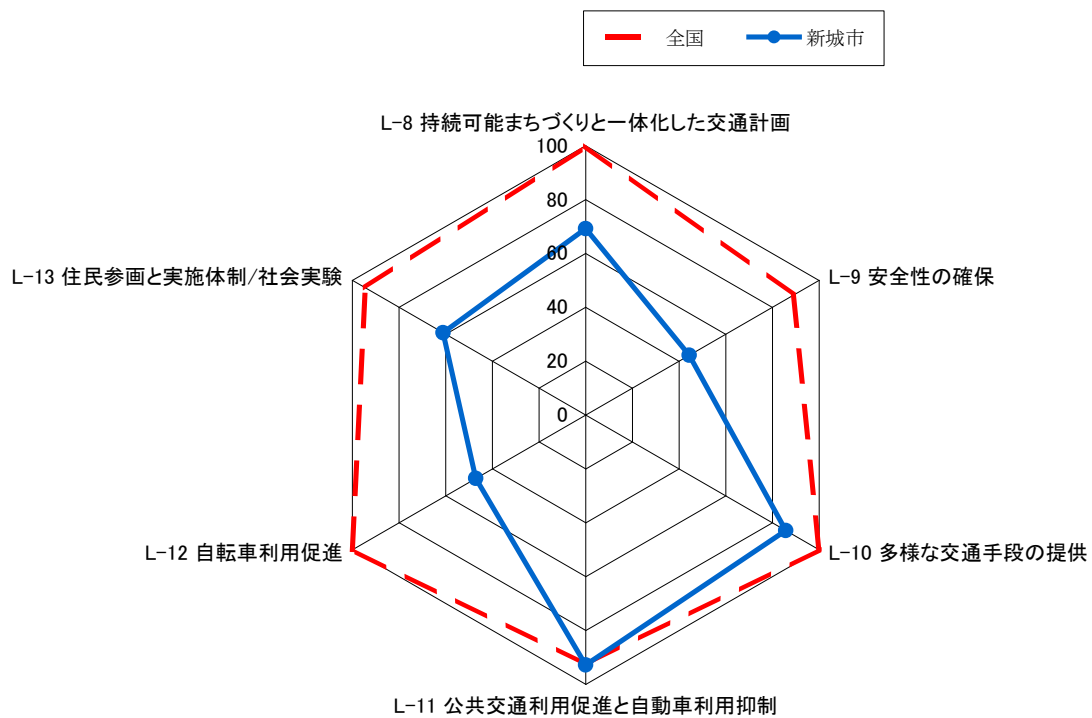
J 健全な水循環



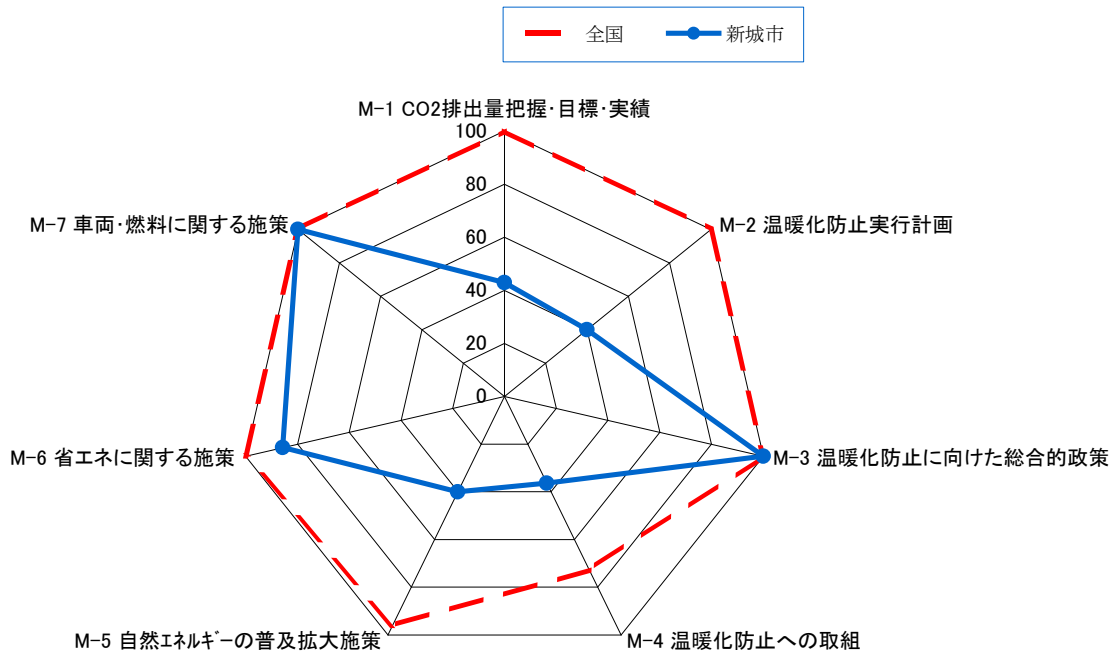
K 風土を活かした風景づくり



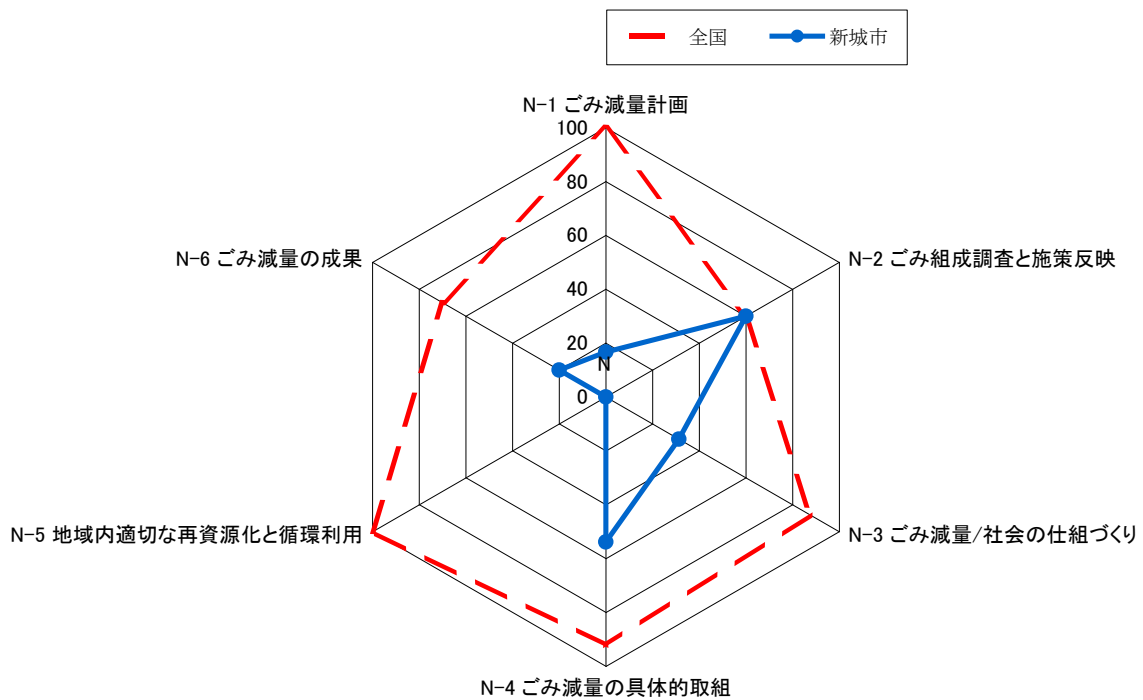
L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策



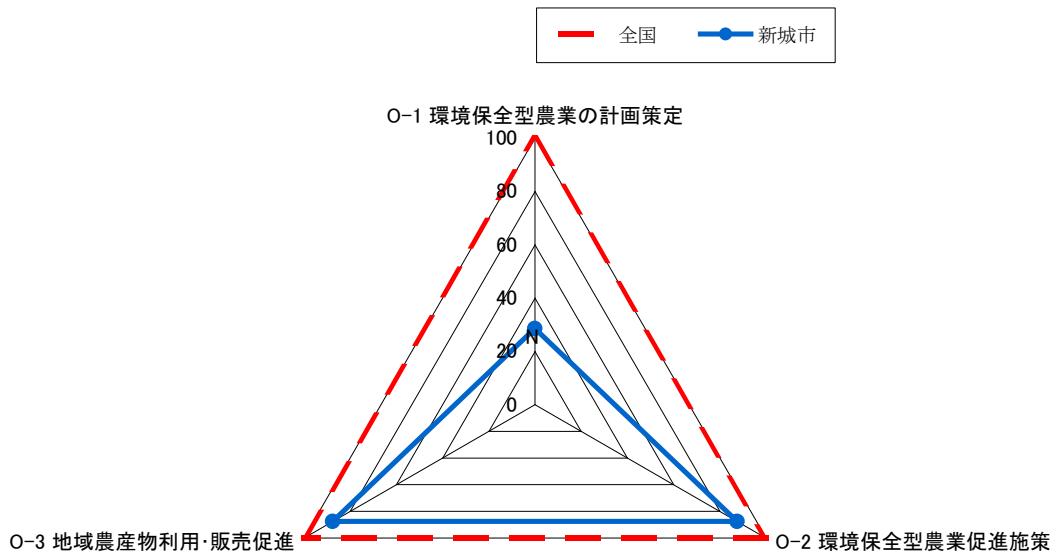
M 地球温暖化防止・エネルギー政策



N ごみの減量化

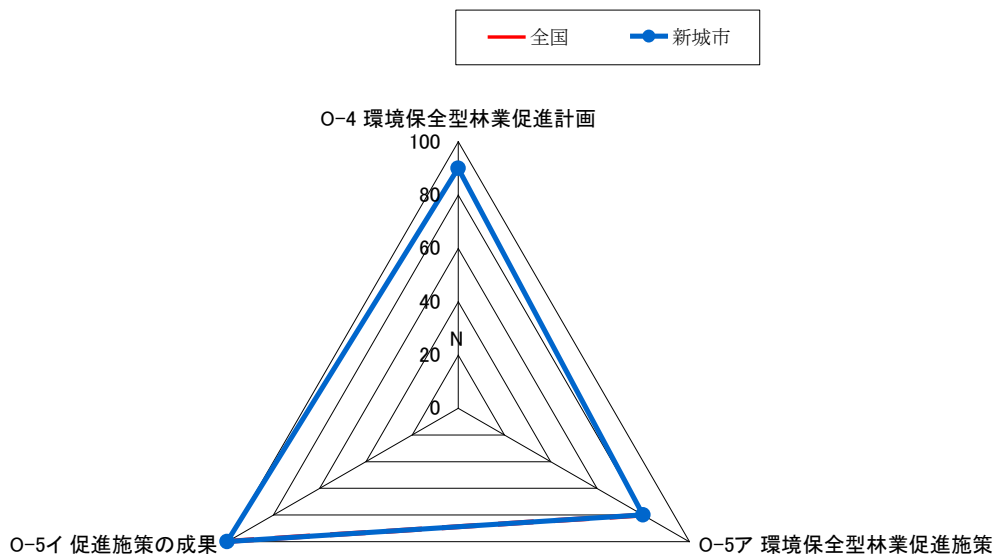


○ 環境に配慮した産業の推進【農業】



○ 環境に配慮した産業の推進【林業】

※本項目における順位 全国第1位



各位

「人材の戦略的流動化」へ向けての行動の呼びかけ
2009.11.24 「環境首都をめざす自治体 全国フォーラム in 安城」
～2008年、飯田での提案を踏まえて～

飯田市長 牧野光朗
環境首都コンテスト全国ネットワーク

温暖化ガスの「2020年までに1990年比で25%減」、「2050年までに自らの排出量の80%削減」という新たな野心的目標を日本が掲げました。

日本のみならず国際社会において低炭素社会の構築への急激な舵取りが急速に進んでいます。

このような低炭素社会そして持続可能な社会の構築のためには、社会の多様な主体であるNPO、大学、企業、自治体が、専門的な知識、経験のある人材を育成し、それぞれの特性を活かした力を高めていくことが基本です。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、施策の統合化や、地域内外の多様な主体による協働が不可欠となります。そのため、施策全体の組み立てや調整には、総合的に施策をパッケージとして運用できる人材が、住民参画においては異なるセクターの人々の力を相乗的に引き出すコーディネートする人材が、必須となってきています。ただ、このような人材を各々ひとつの組織の中で育成していくには多大な時間が必要となります。

そこで、このような状況を打開し、NPO・大学・企業・自治体の各々の力を高め、さらにパートナーシップによる相乗効果を生み出していくために、フレキシブルな「人材の戦略的流動化」の新たな仕組みをつくり、それぞれの力を相互に補っていくことが必要になっています。

まず、この仕組み作りに賛同する自治体、NPO、大学等を募り「地域公共人材流動化のための準備会(仮称)」を立ち上げたいと考えます。なお、これは決して人材流動化の取り組みを義務化するものではありません。この準備会の中で具体的な検討作業を行う「検討会」を設置したいと考えます。

「検討会」は、自治体は集まりやすさも考慮して、第3回の戦略会議の開催地、中部地域の有志の自治体を、NPOは環境首都コンテスト全国ネットワーク参加NPOを基本として提案します。もちろん、この地域外の自治体、大学(教室)であっても積極的に「検討会」への参加をお願いします。

この仕組みには、人材の身分保障や負担など基本的な取り決めも必要です。さらには求められる人材像・業務・期間といった要件を明確にし、出す側・受ける側にとってもメリットがある制度が求められます。

最終的には「人材流動化センター」のような新たなネットワーク機関の構築が想定されますが、それぞれの主体の事務責任者レベルで、当面、無理のない仕組みづくりの検討を年内から始めたいと考えます。

この「検討メンバー」による検討結果を踏まえ、実施できる主体から、できれば、2010年度当初から、遅くとも2010年度中には、「人材の戦略的流動化」を具体的に動き出させたいと考えます。

ぜひ、この「人材の戦略的流動化」を進める仕組みづくりに、参加の意思表示をしていただけるよう、心より呼びかけます。

地域の主体性を大切にした、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

～日本社会への提案～

気候変動は、人類社会にとって、その生存がかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。しかし従来の日本の対応は対症療法的な施策の羅列であり、京都議定書の約束さえ遵守できない状況でした。そのような中、再生可能エネルギーの促進も、欧州諸国に比べて非常に消極的なものであり、例えばかつて世界一であった太陽光発電の設置容量も、諸外国に追い抜かれ、引き離される状態になっていました。

鳩山政権の誕生により、温室効果ガス削減の中期目標として2020年で1990年比25%減が表明されたことは、このような状況を大きく転換するものといえます。それを実現する方策の主要なもののひとつとして、再生可能エネルギーの促進が掲げられたことも歓迎すべきことです。

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要であると考えます。ただ、再生可能エネルギーは、それぞれの地域で利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体、地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えますが、まだわが国においては、そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない、と言わざるをえません。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。

さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場づくり

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。

エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。

また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場づくりを行うこと。

4 自治体間、地域における連携の促進

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

5 自治体、NPOも参画して総合的な政策パッケージを

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPOも参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

提案元

【自治体（括弧内は市長、町長名）】2010.2.18 現在

北海道 ニセコ町（片山健也）	大阪府 交野市（中田仁公）
北海道 浜中町（長谷川徳幸）	兵庫県 加西市（中川暢三）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	奈良県 生駒市（山下 真）
山形県 遊佐町（時田博機）	愛媛県 内子町（稲本隆壽）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	高知県 梼原町（矢野富夫）
福井県 勝山市（山岸正裕）	熊本県 水俣市（宮本勝彬）
福井県 池田町（杉本博文）	熊本県 天草市（安田公寛）
長野県 飯田市（牧野光朗）	静岡県 掛川市（松井三郎）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	山口県 宇部市（久保田きみ子）
愛知県 豊川市（山脇 実）	
愛知県 安城市（神谷 学）	
愛知県 新城市（穂積亮次）	
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	

【NGO】

（提案団体）

環境エネルギー政策研究所	未来の子
FoE Japan	くらしを見つめる会
ふるさと環境市民	環境ネットワークくまもと
かながわ環境教育研究会	プラス・エコ
やまなしエコネットワーク	環境ネットワークながさき塾
中部リサイクル運動市民の会	
環境市民	
環境市民 東海事務所	

（賛同団体）

水俣の暮らしを守る・みんなの会

リデュース、リユースに基づくゼロ・ウェイストのまちづくりを ～日本社会への提言～

廃棄物問題は、自治体にとっても住民にとっても、最も身近で、かつ重要な環境問題です。日本政府は循環型社会の形成を目的として法制度の整備を進め、自治体も率先的に分別リサイクル等に取り組み、この過程において住民の廃棄物問題への関心も高まりました。

しかし、まだわが国においては、個別法の法体系においても、実際の政策、施策においても、実態においても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうちリサイクルのみが充実し、循環型社会形成推進基本法でより優先すべきとされているリデュース、リユースについては、依然不十分な取り組み状況となっています。結果として、廃棄物の大幅な削減には至らず、廃棄物問題は大きな課題として残っており、地球温暖化防止を妨げる要因にもなっています。また、リサイクル及び廃棄物処理は、自治体にとってはすでに大きな財政負担にもなっていますが、現在の法制度のままでは、自治体は将来においてその負担を担いきれなくなる恐れがあります。

このような状況を打開するためには、リデュース、リユースを進める社会制度や計画及びそれを具体化する政策、施策を積極的に整備、推進するとともに、その実施においては住民参画を進め、環境政策と経済政策を併せ、物の流れを変える、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める必要があると考えます。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO は、自らも協働して積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

1 3R の優先順位の明確化とそれに基づく政策づくり

自治体は、自らの計画において、リデュース、リユースを最も優先することを明確に掲げるとともに、これに基づき、戦略的に政策、施策を実施すること。

計画には、リデュース、リユースに基づく社会経済システムが成立している姿を将来像として、全ての関係者が共有できるように具体的にわかりやすく掲げるとともに、それを実現するための施策と実施主体を、ロードマップや財政的根拠とともに明確に示すこと。また自治体は、政策、施策の立案にあたっては、地域の生活文化や産業構造の特性を考慮すること。

この計画策定や政策、施策の進行管理及び評価、見直しについては、住民や事業者とともにを行い、進捗状況を共有すること。

2 拡大生産者責任、排出者責任の明確化

政府は、リデュース、リユースを促す法制度を整備すること。

特に、容器包装材の分別リサイクルにおいて、自治体負担が大きく事業者負担が小さい現在の法体系を見直し、生産、流通、販売業者及び消費者のそれぞれにおいて、廃棄物削減の経済的インセンティブが働くよう、拡大生産者責任と排出者責任を徹底するものとする。

3 リデュース、リユースを進める社会制度の構築及び率先行動

自治体及び政府は、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの成立を可能にする社会制度、仕組みを整備し、事業者はこれに協力すること。

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等

自治体と政府は、例えば、リユース容器に入った飲料等のごみになりにくい製品やサービスが流通しやすい仕組みづくりや、不用品の交換や修理やレンタル等を行うことができる施設や制度等を整備すること。さらに、公共施設や公共スペースにおける水飲み場の拡充整備、自らが会議等で用いる飲料は、リサイクルしかできない容器入りの物を使用せず、湯のみ、カップなどやリユース容器での提供を行うなど、率先垂範すること。

また、これらに係る情報を発信し、住民や事業者がリデュース、リユースに取り組む際に選べる選択肢を充実させること。事業者は、製品の情報開示等を進め、これらの社会制度、仕組みの整備に積極的に協力すること。

あわせて、廃棄物の有料化や、リデュース、リユースに取り組む者に対する補助制度の充実等を行い、廃棄物削減の経済的インセンティブが働く仕組みを整備すること。

4 人材の育成と交流

このような政策の企画実施のため、自治体は NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

5 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的に進められるよう、権限と予算の地方分権を飛躍的に進めること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策を進める財政的、技術的支援を行うこと。

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの構築を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらを進めるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

地域からのグリーン・ニューディール、環境と経済の戦略化を ～日本社会への提言～

現在、私たち人類社会は「持続不可能」の危機に直面しています。気候変動、生物多様性の崩壊など、私たちの生存の基盤を危うくする地球規模の環境問題、世界的な人口爆発と食糧資源、水資源の将来的な絶対量不足、石油や鉱物資源などの枯渇、南北問題や各国内における貧富の格差の拡大など、非常に大きな問題が同時進行してきています。産業革命以降、私たちの社会の「豊かさ」を形作ってきた社会的、経済的システムそのもの、文明そのものの危機と言わざるをえません。

10年ほど前からスウェーデン、ドイツ等は環境と経済を両立化させ、持続可能な社会を構築することを、憲法を修正し戦略的に実行に移していました。さらに、一昨年のリーマンショック以来、世界経済の復興、社会の安定をもたらすのは「環境」であるという認識が大きく広がりました。

アメリカのオバマ大統領はグリーン・ニューディールを唱え、日本政府も同調しています。しかし国内における実際の政策はあまり変わらず、各種エコポイントやエコカー減税のような初歩的な取り組みにとどまっています。

雇用の創出や地域経済の活性化は、地域においても最大の課題の一つですが、これらと環境と結びつけた先進的な政策をすすめられている事例も徐々にあらわれています。環境と経済を結びつけ、社会の安定をもたらすためには、それに取り組む主体の広がり、地域の広がり、世代の広がりが不可欠です。ただ、中小企業、個人経営、第一次産業を中心とした地域経済は、まだまだ苦しく先行きも明るくありません。加えて、多くの地域社会では人口減少、地方財政の縮小も進んでいます。

しかし、このような状況はかえって環境、経済、社会の総合化をすすめ、持続可能な社会を形成するチャンスととらえることができます。ピンチをチャンスに変えていくには、自治体が自立性と専門性を高め、地域の特性を活かした戦略的な取り組みを住民参画ですすすめるとともに、志を同じくする地域、NPO、事業者が協働していくことが必須です。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します

1 環境と経済の統合政策パッケージと行政の総合化、住民参画

自治体は、地域の特性を活かした持続可能な社会づくりをめざし、環境と経済の総合化を戦略的に実行する取り組みを実施すること。そのために自治体は、地域の経済団体、金融機関、企業、NPO等と情報と将来像の共有化を図り、地域社会の自立的発展と経済循環を実現する固有の産業政策を立案・実施する能力を高めること。また、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価と見直しの各過程において、行政組織の横断的参画が必然となる仕組みづくりを行うこと。また、その各過程において、住民の主体的参画を保障すること。

環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提案等

2 環境適合型製産品、サービスの開発と普及、および協働化

自治体は、その域内及び近隣自治体と共同で、地域の特性に合わせて環境負荷の少ない農林水産品、工業製品、サービス等の認証、推奨する仕組みづくりを構築し積極的に展開すること。また、これら生産品・製品、サービスの開発に取り組む事業者、NPO 等への支援、協働を積極的に行うこと。

さらに、これら生産品・製品、サービスの普及推進を自治体、NPO が協働ですすめること。

3 人材の育成と交流

自治体は、このような変革と政策の企画実施のため、NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

4 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的にすすめられるよう、権限と財源の地方分権と関与撤廃を飛躍的にすすめること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策をすすめる財政的、技術的支援を行うこと

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、環境と経済の戦略的総合化を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらをすすめるために必要な政策を提案すること。

■備考

(1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

(2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

(補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

「水の域産域消」推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言

2010年11月

私たち自治体は、持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組みの一環として、健全な水循環や水源保全およびCO2、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を推進していきます。

1) 水道水の見直しと利用推進

水道水の飲用推進に際し、環境保全の観点からも水道水の価値を見直し、利用を促進します。

2) 水飲み場の整備・管理

住民の水道水利用環境向上のため、公共施設や公共スペースには水飲み場を数、場所ともに使いやすいように整備し、適切に管理していきます。

3) 庁舎内や公共施設における容器入り飲料の調達見直し

会議等では、容器入り飲料は使用せず湯のみやグラスで飲み物を提供する、飲料自動販売機の設置を削減する、職員や関係者にもペットボトル、缶等の容器入り飲料の使用見直しを呼びかけるなど、自ら率先垂範します。

4) 官民連携による水道水推進と魅力あるまちづくり

公共的空間を有する事業者による水飲み場の設置を推奨、また飲食店等による水筒に水を入れられる給水サービスや水筒持参者への特典サービスの提供などを積極的に進め、飲料水にアクセスしやすい魅力ある街づくりを官民連携で推進します。

5) 市民や事業者への普及啓発

市民や事業者に対して、飲料用としての水道水利用の環境・社会的効果を啓発し、水の域産域消の自発的な行動を促します。

<参加自治体>

秋田県 能代市、長野県 飯田市、愛知県 安城市、愛知県 碧南市、愛知県 新城市、三重県 桑名市、滋賀県 甲賀市、奈良県 生駒市、兵庫県 加西市、鳥取県 北栄町、山口県 宇部市、徳島県 上勝町、福岡県 大木町、大分県 日田市、熊本県 天草市、熊本県水俣市
(2011年3月1日現在、16自治体)

<呼びかけ元> (2011年3月1日現在、順不同)

環境首都コンテスト全国ネットワーク、水Do! キャンペーン、宮本勝彬（水俣市長）、牧野光朗（飯田市長）、山下真（生駒市長）、中川暢三（加西市長）、穂積 亮次（新城市長）、中嶋武嗣（甲賀市長）、齊藤滋宣（能代市長）、禰宜田政信（碧南市長）、笠松 和（上勝市長）、松本 昭夫（北栄町長）、石川 潤一（大木町長）、佐藤陽一（日田市長）

環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H3	1991	4.26 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)		12. 生活排水処理基本計画【作手村】	
H4	1992	5.22 生物多様性条約を採択(於ナイロビ)			資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】
		6.3 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択			4.1 環境課設立【新城市】
		6.5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)			
H5	1993	11.19 環境基本法の公布施行	1. ごみ減量化計画策定【作手村】		生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
					4.1 生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H6	1994	12.16 環境基本計画を閣議決定	12.2 あいちアジェンダ21を策定	6.1 ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9.1 可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】
			12.21 空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行		
H7	1995	6.16 容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22 愛知県環境基本条例の公布(4.1施行)	12.25 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
				12. 生活排水処理基本計画策定【新城市】	資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】
					4.1 新城広域事務組合発足
					一般廃棄物鳥原処分場供用開始【新城市】
H8	1996			3.12 墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】	一般廃棄物管理型埋立処分地施設供用開始【鳳来町】
				4. ごみ処理基本計画策定【新城市】	一般廃棄物鳥原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】
				4. ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5.1 しんしろ斎苑供用開始【組合】
				9. 分別収集計画策定【鳳来町】	9. 幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】
				10. 分別収集計画策定【新城市】	
				11.11 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】	
				12. 生活排水処理基本計画策定【鳳来町】	
H9	1997	6.13 環境影響評価法の公布(11.6.12施行)	3.31 あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定		老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】
		12.1 気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11 愛知県環境基本計画を策定		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H10	1998	6.5 家電リサイクル法の公布(13.4.1施行)	12.2 愛知県環境影響評価条例の公布(11.6.12施行)	3. 都市環境基本計画策定【新城市】	ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】
		10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11.4.8施行)			12.18 市民環境会議の設置【新城市】
H11	1999	7.13 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(12.3.30施行)		3. ごみ処理基本計画策定【作手村】	メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】
		7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1.15施行)		3.8 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】
				6. 分別収集計画改訂【新城市】	
				6. 分別収集計画改定【鳳来町】	
				6. 分別収集計画策定【作手村】	
				生活排水処理基本計画改訂【作手村】	

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
H12	2000	5.31 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13. 1. 6施行)	3.17 自然環境保全等基本方針を策定	6. 8 作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】	生態系調査検討会を設置【新城市】
		6. 2 循環型社会形成推進基本法の公布(13. 1. 6施行)	3.27 あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10. 4 環境基本条例の制定【新城市】	タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】
		6. 7 食品リサイクル法の公布(13. 5. 1施行)		10. 分別収集計画改定【鳳来町】	2. 1 新城広域クリーンセンター供用開始
				11. 1 環境保全行動計画を策定【新城市】	
H13	2001	6.22 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9. レッドデータブックあいち(植物編)を発売	2.28 ISO14001認証取得【新城市】	野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】
		6.22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14. 4. 1施行)		3. 生活排水処理基本計画改訂【作手村】	粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】
					一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】
					3.22 新城市環境審議会を設置【新城市】
H14	2002	5.29 土壤汚染対策法の公布(15. 2.15施行)	3. レッドデータブックあいち(動物編)を発売	4. ごみ処理基本計画改訂【新城市】	ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】
		7.12 自動車リサイクル法の公布(17. 1. 1施行)	7.12 COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4. 分別収集計画改定【新城市】	10. 3 ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15. 4.16施行)	9. 2 愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4. 生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31 資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11 自然再生推進法の公布(15. 1. 1施行)	10.28 あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5. 生活排水処理基本計画改定【鳳来町】	
				6. 分別収集計画改定【鳳来町】	
H15	2003	3.14 循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25 県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10. 1施行)	2. 生活排水処理基本計画改定【組合】	ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】
		7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10. 1施行)	3.28 あいち資源循環型社会形成プランの策定	3. ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	
			7.29 愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	
			8.22 生活排水対策に関する基本方針の策定(10. 1施行)		
			8.22 愛知県土壤汚染等対策指針を告示(10. 1施行)		
			8.22 愛知県化学物質適正管理指針を告示(10. 1施行)		
H16	2004	6. 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2. 新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】	外来種の生息状況調査【新城市】
		6. 2 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28 あいちエコタウンプラン策定	4. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3. 森林資源活用研究会の設置【新城市】
					8.26 新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16 地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14 あいち地球温暖化防止戦略の策定	4. ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】
		7. 1 石綿障害予防規則の公布	1.28 愛知県環境学習基本方針の策定	5. 分別収集計画策定【鳳来町】	9. 2 全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
			3.11 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6. 分別収集計画改訂【新城市】	
			3.22 愛知県産業廃棄物税条例の公布	10. 1 新 新城市誕生	
H18	2006	2.10 石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23 あいち水循環再生構想の策定	3.27 新城市環境基本条例制定	6. 合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
					9. 1 チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
					11. 8 職員へメールリングリスト「マイ6通信」配信開始
					12. 1 省エネ100日間コンテスト開催
					12. 1 レジカゴバッグモニター制度開始

年	西暦	国(国連等の動きを含む)	県	市(条例・計画など)	市(環境事業及び清掃事業の沿革)
					12.1 雨水利用モニター制度開始
H19	2007	5.23 国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29 愛知県廃棄物処理計画を策定	5. 新城市分別収集計画改定	8.13 新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27 エコツーリズム推進法の公布	3.29 あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定		10.27 新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施
		11.27 第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定		
			6.15 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示		
H20	2008	6.6 生物多様性基本法の公布施行	3.17 第3次愛知県環境基本計画の策定	6. 新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4.1 新城市資源集積センター供用開始
			3.26 第2次レッドリスト作成		7. 鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
					7.29 緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
					8.1 省エネナビモニター制度開始
					9.1 マイバッグモニター制度開始
					10.1 燃費計のモニター制度開始
					10.1 指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
					10.5 愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
					11.1 エコワットモニター制度開始
			11.15 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催		
H21	2009	7.15 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18 第2次レッドデータブックあいち作成		4.1 市内の協力店でレジ袋有料化を開始
			3.30 あいち自然環境保全戦略の策定		5.23 チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
			10.16 グリーンニューディール基金条例の公布・施行		7.7 「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
					9.7 東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
					11.14 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
					12.28 国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結
H22	2010	3.16 生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23 生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	5. 新城市分別収集計画改定	1.4 チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
		10.11 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(~10.15)		6. 新城市ごみ処理基本計画策定	4.1 チャレンジ25新城へ移行
		10.18 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(~10.29)			5.22 横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
				11.10 環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置	
				11.20 新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催	
H23	2011			3. 新城市生活排水処理基本計画策定	
				3. 平成23年度ごみ処理実施計画策定	

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を実践的に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係する

こと。

- 2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 前 2 項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第 6 条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。
- 4 前 3 項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第 7 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。
- 3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。
- 4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。
- 5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。
- 6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第 8 条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

- 2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第 9 条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第 10 条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、

新城市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 51 号)

地球環境の保全に関係する情報やその他の環境の保全と創出に関係する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、新城市環境審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関係して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。

6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。

7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整合体の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関係する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。